

高齢者の医療の確保に関する法律の適切な運用を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成19年9月28日

提出者

11番 土屋 美恵子

2番 きくち 太郎

4番 梶 雅子

5番 砂川 なおみ

12番 落合 勝利

14番 深田 貴美子

22番 山本 あつし

武蔵野市議会議長 近藤 和義 殿

高齢者の医療の確保に関する法律の適切な運用を求める意見書

来年4月から施行される後期高齢者医療制度については、昨年6月に法律が改正され、本年4月に政省令が公布されることになっていたが、いまだ公布されていない。

今まで示された、全国平均の保険料74,400円と限度額50万円との関連は説明がなく、高齢者の負担が増えるとの見方もされている。高齢者については、昨年からの公的年金等の控除額が引き下げられ、今年までは経過措置があるが、来年は本則になり、高齢者の負担はさらに大きくなる。

後期高齢者医療制度は、高齢者の心身の特性に合った医療サービスを行うことにより、生活の質を向上させ、世代間の負担の公平化や財政の基盤の安定化を図る医療費の適正化を目的に掲げているが、高齢者が安心して生活できるよう、これ以上の負担を抑制する必要がある。

一方、市財政は、国の三位一体改革に伴う税源移譲により、個人市民税は増収どころか逆に減収になり、厳しい運営を迫られている。後期高齢者は今後も増え続け、20年後には現在の約2倍になるものと予測され、市の財政にも大きな影響を与えることは必至の状況である。

よって、武蔵野市議会は関係機関に対し、高齢者が安心して暮らすことのできる社会と市財政の安定した運営を目指し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 現在の国民健康保険の保険料を参考に、保険料の設定は高齢者の生活実態に即したものとすること。
- 2 高齢者の負担増や市の超過負担が生じないように、必要な財源措置を行うこと。
- 3 後期高齢者医療制度が円滑に行われるよう、速やかに必要な情報を提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 月 日

武蔵野市議会議長 近藤和義

総務大臣
厚生労働大臣
東京都知事
東京都後期高齢者医療広域連合長

— あて